

31 墨議第127号
令和元年5月27日

各部（室・担当・次・局）長
会計管理者

様

墨田区議会事務局長
浜田 将彰
（公印省略）

墨田区議会正副議長の就任について（通知）

令和元年5月27日開会の令和元年度墨田区議会定例会招集議会において、
下記のとおり正副議長が就任しましたので、お知らせいたします。

記

職名	氏名	住所	電話番号	所属会派
議長	たなかくにとも 田中邦友	墨田区八広 1-39-17	3616-7014	自由民主党
副議長	かのうすすむ 加納進	墨田区本所 4-24-5 1F	3623-6004	公明党

自由民主党 = 墨田区議会自由民主党
公明党 = 墨田区議会公明党

墨田区議会常任委員会及び議会運営委員会委員名簿

(令和元年5月27日現在)

企画総務 委員会 (8人)	◎樋口敏郎 (自民党)
	○じんの博義 (公明党)
	たかはしのりこ (公明党)
	堀よしあき (無所属)
	加藤拓 (自民党)
	あべきみこ (墨立憲)
	福田はるみ (自民党)
	高柳東彦 (共産党)
地域子ども文教 委員会 (8人)	◎おおこし勝広 (公明党)
	○佐藤篤 (自民党)
	藤崎こうき (自民党)
	中村あきひろ (墨立憲)
	しもむら緑 (自民党)
	はねだ福代 (公明党)
	としま剛 (共産党)
	田中哲 (きずな)
産業都市 委員会 (8人)	◎沖山仁 (自民党)
	○とも宣子 (公明党)
	坂井ひであき (自民党)
	井上ノエミ (新すみ)
	あさの清美 (共産党)
	高橋正利 (公明党)
	大瀬康介 (墨田オ)
	田中邦友 (自民党)
区民福祉 委員会 (8人)	◎はらつとむ (共産党)
	○木内清 (自民党)
	山下ひろみ (共産党)
	たきざわ正宜 (自民党)
	坂井ユカコ (自民党)
	かんだすなお (N国党)
	渋谷ちしゅう (都ファ)
	加納進 (公明党)

議会運営 委員会 (9人)	◎加藤拓 (自民党)
	○はねだ福代 (公明党)
	坂井ユカコ (自民党)
	しもむら緑 (自民党)
	沖山仁 (自民党)
	おおこし勝広 (公明党)
	高柳東彦 (共産党)
	欠員
	欠員

(備考)

- ◎委員長 (自民党) 墨田区議会自由民主党
○副委員長 (公明党) 墨田区議会公明党
(共産党) 日本共産党墨田区議会議員団
(墨立憲) 墨田区議会立憲民主党
(きずな) 地域連合「すみだの絆」
(墨田オ) 墨田オンブズマン
(新すみ) 新しいすみだ
(都ファ) 都民ファーストの会墨田区議団
(無所属) 無所属
(N国党) NHKから国民を守る党すみだ

墨田区議会特別委員会委員名簿

(令和元年5月27日現在)

災害対策 特別委員会 (10人)	◎福田 はるみ (自民党)
	○あべ きみこ (墨立憲)
	藤崎 こうき (自民党)
	山下 ひろみ (共産党)
	たかはしのりこ (公明党)
	井上 ノエミ (新すみ)
	じんの博義 (公明党)
	沖山 仁 (自民党)
	田中 邦友 (自民党)
	田中 哲 (きずな)
行財政改革等 特別委員会 (10人)	◎坂井 ユカコ (自民党)
	○としま 剛 (共産党)
	坂井 ひであき (自民党)
	かんだ すなお (N国党)
	とも 宣子 (公明党)
	高橋 正利 (公明党)
	大瀬 康介 (墨田オ)
	樋口 敏郎 (自民党)
	木内 清 (自民党)
	はら つとむ (共産党)
議会改革 特別委員会 (12人)	◎しもむら 緑 (自民党)
	○高柳 東彦 (共産党)
	たきざわ 正宜 (自民党)
	堀 よしあき (無所属)
	渋田 ちしゅう (都ファ)
	中村 あきひろ (墨立憲)
	あさの 清美 (共産党)
	佐藤 篤 (自民党)
	加藤 拓 (自民党)
	はねだ 福代 (公明党)
	おおこし 勝広 (公明党)
	加納 進 (公明党)

(備考)

◎委員長

○副委員長

(自民党) 墨田区議会自由民主党

(公明党) 墨田区議会公明党

(共産党) 日本共産党墨田区議会議員団

(墨立憲) 墨田区議会立憲民主党

(きずな) 地域連合「すみだの絆」

(墨田オ) 墨田オンブズマン

(新すみ) 新しいすみだ

(都ファ) 都民ファーストの会墨田区議団

(無所属) 無所属

(N国党) NHKから国民を守る党すみだ

31 墨総職第437号
令和元年5月27日

各部（室・担当・次・局）長
会 計 管 理 者 } 様

総務部長 小暮 真人
(公印省略)

副区長の就任について（通知）

このことについて、下記のとおり就任しましたのでお知らせします。

記

役職名	氏 名	就 任 年 月 日	備 考
副区長	高野 祐次	令和元年5月27日	(前職) 副区長

31 墨総職第465号
令和元年5月27日

各部（室・担当・次・局）長
会 計 管 理 者 様

総務部長 小 暮 眞 人
(公印省略)

墨田区監査委員の就任について（通知）

このことについて、下記のとおり就任しましたので、お知らせします。

記

1 就任者（令和元年5月27日付）

氏 名	住 所	選 任 区 分
高 橋 正 利	東京都墨田区立花四丁目18番9-1001号	区議会議員選出

なお、田中 邦友 前委員は、平成31年4月30日をもって退任しました。

墨田区立学校 服務事故防止実施計画 概要

区立学校においては、東京都が定める服務研修をはじめ、区独自の研修や区立学校の管理職による個別指導等を適正に行ってきたところであるが、平成30年に、教員による児童・生徒に対する不適切な行為（わいせつ）が続いて発覚した。このことは、被害児童・生徒に対して、将来にわたる大きな被害を与えたとともに、区立学校及び教員に対する区民の信頼を失うことであり、絶対にあってはならないことである。

こうした状況を受け、平成30年12月から、外部専門家・保護者・地域関係者等を委員とした、「墨田区立学校教員の服務の在り方検討委員会」を設置して協議を重ね、平成31年3月に提言が示された。

区教育委員会は、この提言等に基づき、児童・生徒が安心して学習できるよう区立学校の安全な環境を継続して確保するため、これまでの服務事故防止研修及び各学校における服務規律遵守にかかわる取り組みを厳しく見直し、効果的な予防策を実施していくため本計画を策定する。

大項目	小項目（提言に基づく）	具体的な取り組み
教育委員会による教員の意識改革	研修対象者、内容の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・初任者用研修資料「若手教員必携」に服務事故の防止及び処分量定表を掲載 ・職層研修（1～3年次・中堅・主任・主幹・管理職研修）に服務研修を位置付け ・学校サポート訪問の指導助言内容に服務事故防止研修を追加
	学校の服務遵守体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・処分公表資料・ニュースレター等の全教員配布による意識啓発 ・教員・児童・生徒・保護者向け相談窓口の周知 ・教員を対象とした「教員の服務意識等にかかわる調査（仮称）」を実施
学校における教員の意識改革	教員対象のアンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・自己申告面接に服務状況等確認及び指導を実施 ・服務事故防止月間等における個別指導の徹底
	管理職の面接による個別指導	<ul style="list-style-type: none"> ・人間関係の固定化を防ぐ〇J T体制を構築 ・コミュニケーションにかかわる研修等を実施
学校施設の使用上等のルール作り	何でも話せる職場風土の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者アンケート項目等に「教員の職務行動等」を追加 ・学校運営連絡協議会の内容に「教員の職務行動等にかかわる情報」を追加
	保護者、地域及び関係機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・複数対応等の指導ルール作成および徹底、児童・生徒・保護者への周知
	個別指導等のルール作り	<ul style="list-style-type: none"> ・施設使用時の確認等ルール作成、施設使用状況の可視化を推進
	施設使用のルール作り	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画及び報告の事前確認、休日における学校施設利用のルール作成等
	部活動、休日におけるルール作り	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒との連絡手段等にかかわるルールの厳格化 ・事務の効率化、長時間労働の抑制によるストレス軽減
教員のメンタルケア	SNS利用等のルール作り	<ul style="list-style-type: none"> ・集団及び個別の状況確認、状況に応じた管理職等による支援
	教員の事務作業の軽減	
	ストレスチェックの有効活用	

墨田区立学校 服務事故防止実施計画

令和元年 5 月 24 日 教育長決定

1 計画策定の背景

区立学校においては、東京都が定める服務研修をはじめ、区独自の研修や区立学校の管理職による個別指導等を適正に行ってきたところであるが、平成 29・30 年度間に、教員による児童・生徒に対する不適切な行為（わいせつ）が続いて発覚した。このことは、被害児童・生徒に対して、将来にわたる大きな被害を与えるとともに、区立学校及び教員に対する区民の信頼を失うことであり、絶対にあってはならないことである。

こうした状況を受け、平成 30 年 12 月から、外部専門家・保護者・地域関係者等を委員とした、「墨田区立学校教員の服務の在り方検討委員会」を設置して協議を重ね、平成 31 年 3 月に提言が示された。

区教育委員会は、この提言等に基づき、教員の服務事故を防ぎ、児童・生徒が安心して学習できる区立学校の安全な環境を継続して確保するため、これまでの服務事故防止研修及び各学校における服務規律遵守にかかわる取り組みを見直し、効果的な予防策を実施していくため、1 年間の実施内容として本計画を策定する。

2 区教育委員会による教員の意識改革

教員は、服務規律に対する基本的な意識はあるものの、服務事故や処分についての具体的な内容や、それを防ぐための方法等について知識や理解が不十分な傾向が見られる。また、自らが服務事故を起こす可能性があるという認識や、服務事故を起こした場合の自他への影響についても理解が不足している場合が多く見られる。各学校では、校長を中心として、研修や職務指導等により教員の意識喚起、服務事故防止に努めてきているところであるが、全教員に服務意識が定着しているとは言えない状況である。

このため、管理者である区教育委員会は、教員の経験や職層に応じた服務にかかわる研修等を計画的に実施し、教員が自ら事故者とならないようにするとともに、服務事故を防止するために積極的に行動しようとする意識を高める必要がある。

(1) 研修対象者、内容の見直し

教員が、それぞれの経験や職層において必要な服務知識、倫理観等を身に付け、場面や職層に応じた適切な行動がとれるようにする。

また、新規採用教員に配布する「若手教員必携」等の研修資料の内容を改め、「教職員の非行に対する標準的な処分量定」を全教員が理解するようにする。

【対象となる研修等】

研修名	内容
校長研修会	服務事故防止研修の在り方・服務事故発生時の対応 等
副校長研修会	服務事故防止のための職務行動観察・指導 等
主幹教諭研修会	服務事故防止のための組織運営・職務監督の視点 等
主任教諭研修会	若手教員等への服務にかかわる指導・助言 等
中堅教諭等資質向上研修	服務意識・職務行動に対する振り返り・改善策 等
3 年次教員研修会	服務事故事例等に基づく検討・協議 等
2 年次教員研修会	服務事故事例等に基づく検討・協議 等
初任者・新規採用教員研修会	服務事故及び処分等に対する基本的知識 等
学校サポート訪問	服務事故の現状と学校における事故防止 等

(2) 学校の服務遵守体制の強化

教員の、服務事故にかかわる意識を日常的に高めるため、これまで管理職を通じて配布していた処分公表資料・ニュースレター等を全教員に直接配布する。

また、教員の服務等にかかわる相談窓口を、児童・生徒・保護者に周知し、服務事故の確実な把握や、事故につながる不適切な行動等を早期に把握し対応する体制を整備する。

時期	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内容	処分公表資料・ニュースレター配布・相談窓口周知 等											

(3) 教員対象のアンケート調査の実施

各教員に職責や立場を自覚させるとともに、服務事故の防止に資する情報を収集し、事故を抑止する効果等をねらいとして、全教員を対象としたアンケート調査を実施する。

アンケートには、自己の服務意識、自他の服務事故防止に関わる行動の振り返り、改善につながる質問、教職員が認知している学校内や保護者・地域からの伝聞等を収集できるような質問等を設ける。

時期	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内容			アンケート実施・集計				結果返却・活用					

3 学校における教員の意識改革

各学校では、定められた服務事故防止研修の他に、日常の授業観察、自己申告面接、OJT研修等の様々な機会を通じて教員の服務意識を高めるとともに、各教員の職務行動を把握し、服務事故防止の徹底を図る必要がある。

また、これまでの事故者について、服務事故発覚後に従前から服務事故につながる行動が見られたという情報があった事例を踏まえ、保護者、地域等の学校関係者との連携を密にし、学校教育の透明性を確保するとともに、服務事故につながる可能性がある情報を収集する必要がある。

(1) 管理職の面接による個別指導

管理職は、日常の授業観察等において、教員の職務行動を適切に把握し、随時、指導・助言を行う。また、従来から夏季に実施されている服務事故防止月間におけるチェックリスト等を活用した個別指導に加えて、年3回の自己申告面接の機会を活用し、全教員の服務意識・職務行動等の確認や、課題のある教員に対する個別指導を確実にを行う。

時期	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内容	授業観察・指導・助言 等(通年)											
	自己申告面接		個別指導			自己申告面接			自己申告面接			

(2) 何でも話せる職場風土の醸成

教員間のコミュニケーションに、教員の孤立や問題行動の発生を抑止する効果があることを踏まえ、人間関係の固定化を防ぐOJT体制の工夫や、コミュニケーション・スキルにかかわる研修等を実施するなどして、活発なコミュニケーション等により情報が共有できる職場風土を醸成する。

また、教員が相互の行動に関心をもつことで、日常的な協力・支援が行えるようにするとともに、事故につながる行動などには注意、指摘し合い、万が一不適切な行動等があった場合には、管理職への確実な報告を行うことが事故の重篤化を防ぐことなどを日常的に意識させ、良好な人間関係と支え合える学校組織を構築する。

時期	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内容												

(3) 保護者、地域及び関係機関等との連携

教員の学校評価にかかわる「外部アンケート」等に、「教員の職務行動等」にかかわる設問を追加し、保護者、地域関係者等からの情報を積極的に受け止める機会を設定する。

また、学校運営連絡協議会等の機会に、授業参観等による学校情報の提供を行うとともに、教員の職務状況にかかわる意見交換や協議を取り入れる。

時期	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内容												

4 学校施設の使用上等のルール作り

教員の児童・生徒に対する不適切な行為は、その多くが教員と児童・生徒が1対1の状況で、管理職、同僚等の目が行き届かない場面、場所において発生している。

このため、指導方法や施設利用などについて、学校のルールを作成し、全教職員がその徹底を図ることで、サービス事故を起こせない環境を作ることが必要である。

また、学校作成のルールについては、可能な限り児童・生徒・保護者に公開し、情報共有をもとに適切に運用されていることが確認できるようにする。

(1) 個別指導等のルール作り

個別指導においては、複数のいる場所で行うことや、複数体制で指導にあたるようにすること等、1対1の状況にならないようにし、わいせつ・不適切な身体接触・体罰等の事故発生を防ぐための指導ルールを作成する。

時期	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内容												

(2) 施設使用のルール作り

教員が授業時間以外に児童・生徒と、特別室（教科教室・準備室・生徒指導室・相談室等）を使用する場合は、必要最低限とし、事前に管理職・主幹・主任教諭等に報告したうえで、閉扉、施錠等を行わず、外から内部が見えるようにして使用するなどの、施設利用ルールを作成する。

時期	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内容												

(3) 部活動、休日におけるルール作り

管理職が同行できない学校外での部活動や、休日の学校施設利用については、事前に管理職の許可を得るとともに、活動・利用状況の記録と報告を行うなどのルールを作成する。

時期	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内容	ルール作成		実施・点検								評価・改善	

(4) SNS利用等のルール作り

原則として、教員が児童・生徒及びその保護者と私物の通信手段によって個人的な連絡を行う必要はなく、教員は児童・生徒及びその保護者と電話番号やメールアドレス、SNS等の交換は行わないものとする。ただし、中学校における部活動の対外試合や修学旅行等の校外学習等で、校外での通信利用が不可欠な状況がある場合は、事前に複数の教員が関われるよう範囲を定め、管理職の許可を受けたうえで、保護者の了解を得て生徒等と電話番号やメールアドレス、SNS等の交換を行い、管理職の求めに応じて通信記録を開示する、必要がなくなった時点で番号・アドレス・記録等を削除するなどの利用ルールを作成する。

時期	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内容	ルール作成		実施・点検								評価・改善	

5 教員のメンタルケア

教員によるサービス事故とストレスなどの心理状態に明確な因果関係を認めることは難しいが、業務のストレスが様々なサービス事故の要因の一つとなる可能性も指摘されている。

サービス事故防止のためには、教員の心理の安定を図るとともに、問題のある状況を適切に把握し、適切な支援・助言等を行うことが必要である。

(1) 教員の事務作業の軽減

業務の多忙による教員のストレスを軽減し、安定した心理状況で児童・生徒の教育活動に専念できる環境を整えるため、教員の事務作業の効率化や軽減、学校支援人材の配置等の「学校における働き方改革」を推進する。

時期	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内容	働き方改革の推進（通年）											

(2) ストレスチェックの有効活用

教員の心理状況や、組織の支援体制等を適切に把握し、管理職等がその結果を分析して学校組織の改善を図ることで、サービス事故につながるような要因を排除し、業務の活性化に結び付けていくため、全教員に対してストレスチェックを継続して実施する。

時期	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
内容				実施		返却	活用					

令和元年5月30日
ひきふね図書館

墨田区子ども読書活動推進計画（第4次）の策定方針について

1 計画策定の基本的な視点

- 本計画は、平成13年に制定された子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、墨田区の子どものための読書活動推進の施策の方向性や取組を示したもので、平成17年に第1次計画、平成22年に第2次計画、平成27年に第3次計画と策定を重ねてきた。この間、グローバル化の進展や急速な技術革新により、変化が激しく予測が困難な時代を迎え、子どもには、様々な変化に向き合い、情報を整理し、他者と協働して課題を解決していく能力が求められている。
- 新学習指導要領では、このような時代を生きるために知識の理解の質を高め、資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」が必要とされ、基盤となる言語能力を育てつつ、情報活用能力、問題発見・解決能力が育てられるようにする事が求められている。
- 読書習慣の形成を図るために、子どもの発達段階に応じた読書活動の取組を推進していく必要がある。そのためには、墨田区においても、学校・家庭等において読書活動・探究活動を行う学習を展開することが重要である。
- このような視点から、墨田区の現状を踏まえ、今後5年間にわたる墨田区の子どもが楽しく活発に読書に親しむ機会と環境の整備及び読書の質を向上させるための具体的な方策を明らかにする。

2 計画の位置づけ

- この計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律及び墨田区子ども読書活動推進条例に基づく計画である。
- 国の「第四次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」及び東京都の「第三次東京都子供読書活動推進計画」、「学校図書館ガイドライン」と整合性をとりながら計画作成を行う。

3 計画期間 令和2年度～6年度（5年間）

4 取組姿勢

- 家庭、地域、学校の各々の役割や取組を明確にし、相互の連携を図るとともに、計画達成の具体的な手段を明示する。
- 図書館運営協議会での意見聴取等を通して、区民の意見を反映する。
- わかりやすい計画づくりを目指す。

5 策定体制

○図書館運営協議会の意見を取り入れ、庁内の検討組織である策定委員会により計画案を作成する。

（図書館運営協議会の構成）

学識経験者、小中学校校長、図書館ボランティア、公募区民等

（策定委員会の構成）

教育委員会事務局次長（委員長）、教育委員会関係課長、子育て部門関係課長、地域活動部門関係課長、企画部門関係課長

6 区民へ周知

○パブリックコメントを実施し、広く区民に周知し、意見を募集する。

○計画書は、図書館ホームページに掲出するとともに、計画書本書は図書館資料として閲覧に供する。

7 策定のスケジュール

5月 策定委員会の設置

6月 図書館運営協議会（実績及び策定方針等に関する意見聴取）

第1回策定委員会（実績報告、策定方針・スケジュール等の決定）

9月 図書館運営協議会（計画素案に関する意見聴取）

第2回策定委員会（計画素案の決定）

11月 図書館運営協議会（計画案に関する意見聴取）

第3回策定委員会（計画案の決定）

教育委員会に中間報告

12月 区議会に中間報告

パブリックコメントの実施

1月 パブリックコメントの集約

第4回策定委員会～決裁（計画の決定）

教育委員会決定

3月 区議会報告